



北野唯道議員に対し 辞職勧告を決議

去る4月24日、白河市議会は臨時会を開催し、北野議員による市職員に対して行われた「ストーカー行為及び職務遂行に対し恫喝が伴う執拗な言動によるパワハラ行為等」に対して、政治倫理審査会の勧告に従い、「北野唯道議員に対する議員辞職勧告決議」を提案、全会一致で可決し、北野議員の自宅に決議書を送付しました。

当該行為は、北野議員が市職員に対して行ったものであり、被害を受けた職員から筒井議長に対して申告がありました。

これを受けて筒井議長は、2月16日に開催された議会全員協議会において、全議員に対し、この事案についての報告をしました。報告内容は、まず当該職員に対して出された個人的な手紙の写しや、被害職員自宅への訪問内容、職員の子どもに対しクリスマスプレゼント等の贈与。職員はこれらの行為に不安を感じ、白河警察署に相談を行ったところ、ストーカー行為と判断され、北野議員に対して指導があったとの報告がありました。またその間に北野議員が市職員に発声したパワハラ行為と受け取れる、罵詈雑言が録音された音声データについても報告がありました。

白河市議会は、14名の議員により政治倫理審査請求を行いました。その後、政治倫理審査会（6名で構成）が8回開催されました。審査会は、北野議員に対しても弁明の機会を2度（6日間の期間）設け、出席を促したにもかかわらず、北野議員は体調不良等を理由に欠席。審査会は、北野議員の対応に「議員からの弁明の意思はなし」と判断。審査会はこれまでの証拠書類等を慎重に審議し、4月4日、筒井議長に対して審査報告書の提出を行いました。

決議案第1号

北野唯道議員に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、市民全体の代表者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、市民の模範となる高い倫理観や見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。白河市議会基本条例第15条では、「議員は、白河市議会議員政治倫理条例に定める事項を遵守し、品位の保持に努めなければならない」と規定している。しかしながら、北野唯道議員については、白河市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、同条例第5条に基づき白河市議会議員14名から令和6年3月1日付で審査請求がなされた。白河市議会政治倫理審査会にて審査が行われ、審査結果は、職員に対するストーカー行為及びパワハラメント行為は事実であると認定し、当該行為は、白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号、第6号、第7号、第8号及び第9号に違反するとの結論である。この度の白河市議会政治倫理審査会の審査結果は、極めて重大であり、北野唯道議員の行為は、市民の負託を受けた市議会議員として、政治倫理規範を逸脱した行為であり、規範意識が欠如しているといわざるを得ず、市議会議員としての資質に欠けるものである。また、今回の件により、白河市議会の品位と名誉を著しく傷つけ、本市議会を混乱させた責任は重大であり、本市議会として断固とした態度を表明する。

よって、北野唯道議員は、自らの犯した事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により、直ちに市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和6年4月24日

福島県白河市議会

北野議員の違反行為及び

審査結果



審査結果の詳細は市議会ホームページをご覧ください。

1. ストーカー行為について

被害職員からの聴取によれば、職務中にも関わらず、また夫ある身の彼女に対して、個人的な思いを綴った手紙を渡し、後日その返事を求める言動。また個人宅にプレゼントと手紙を自ら持って行った行動。さらに議員は職務以外に当該職員が勤務する職場に訪れ、頻繁に個人の携帯電話や事務局に電話し、当該職員に電話に出ることを強要したりした。これらの行為等はストーカー規制法で対象となっている行為であり、職員が警察署に相談したことで、ストーカー規制法に基づく指導を受けていることも確認されている。

2. パワハラ・セクハラ行為について

北野議員は、優越的な立場を利用し、誠実に職務を遂行している当該職員に対して、職員を責め立てる言動や、職員の担当する常任委員会の変更及び人事異動を申し立てたことが確認された。また、各派代表者会議において決定した、出産した議員への対応協力事項に基づき、職員が上司の指示の下で、出産した議員へ業務上の対応をしているにも関わらず、業務以外のことと言いつ張り、怒鳴りつけるとともにその後も電話においてもしつこく責め立て、脅しとも思える発言も確認された。

これらの行為は、パワハラ防止法の対象となる言動であり、当該職員が精神的に苦痛を与えられ、就業環境と能力発揮の低下に繋がっており、看過できないほど業務に支障を来したことも確認された。

3. 必要と認める措置と勧告

白河市議会議員政治倫理条例第6条第2項第2号に基づく措置について、今回の北野唯道議員の事案は市民の負託を受けた市議会議員が市民全体の代表者として、名誉と品位を損ない、白河市議会への信用を失墜させていることに対し、議員辞職すべきとの勧告とする。

審査の経過

2月16日

筒井議長は、市職員から「北野議員の行為」の申告を受け、議員全員協議会において状況の説明等を行った。

3月1日

市議14名により「北野唯道議員のストーカー行為及びパワハラ行為について」政治倫理審査請求が筒井議長に提出された。

3月5日

第1回審査会が開催され、請求の対象事由の内容を確認。違反行為について、関係職員と対象となる事由の存否を確認することを決定した。

3月6日

北野議員からの事情聴取等を3月15日に行うこととし、出席要求書送付した。

3月8日

事案対象職員に対して事情聴取を行い、被害内容について事実確認等を行った。

3月15日

北野議員に対して、事情聴取等を行う予定であったが、病気を理由に欠席届が提出されたため、職員等か

ら提出された各種証拠書類を確認した。

確認された証拠書類

- ① 「被害状況」調査
- ② 音声データ（12月7日）
- ③ 個人的な手紙のコピー
- ④ 写真と手紙のコピー
- ⑤ 音声データ（12月28日）
- ⑥ 福島県警本部の「警察安全相談簿」の写し
- ⑦ 「欠席届」及び「診断書」

3月18日

北野議員に対して、3月25日から29日までの期間の希望日に事情聴取及び弁明の機会を設けることを確認し、出席を求めた。

3月21日

北野議員から「3月18日出席要求」に対し、再度「対応しかねる」旨の文書が委員長宛にあり、北野議員に説明する意思がないと判断し、審査結果報告書を作成することを確認。

3月29日

審査会を開催し、審査結果報告書の最終確認を行い、4月上旬に議長に提出することが了承された。（4月4日議長へ提出）

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

4月臨時議会に合わせ、白河市当局から3月中に専決されていた事案について、その内容が地方税法の一部改正に伴うものであり、固定資産税の負担調整措置が延長されたこと等に伴う改正である旨の説明があり、審議の上、採決の結果、全会一致の賛成により原案承認しました。

北野唯道議員から4月10日付で議長に提出された「弁明書」は、市議会ホームページをご覧ください。

